

平成30年度 入札制度の一部改正について

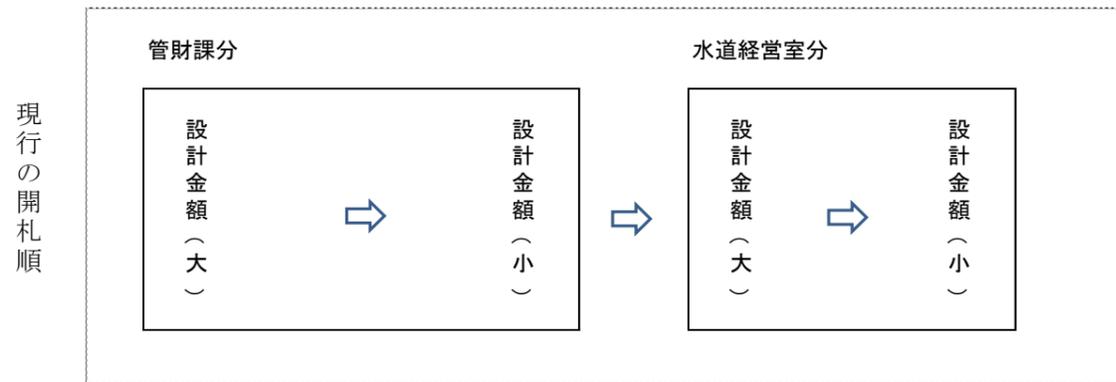
①工事希望型競争入札の開札順の見直しについて

- ・工事希望型競争入札における開札順を変更する。(平成30年度6月入札会より)

○希望型競争入札の開札順<改正前>

管財部局・水道部局で大きく分類はするものの、工種での分類はせず、設計金額の大きなものから順に開札する。

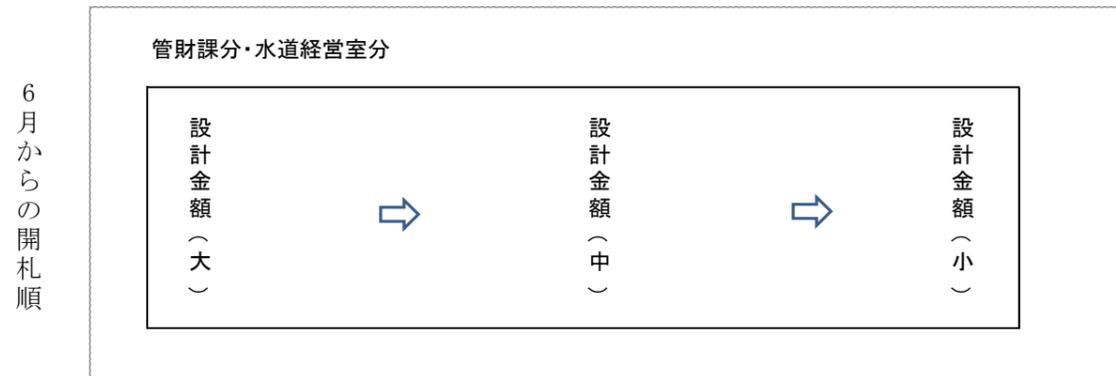
(管財部局→水道部局の順で開札する)



○希望型競争入札の開札順<改正後>

管財部局・水道部局や工種での分類はせず、一入札会における設計金額の大きなものから順に開札する。

(管財部局、水道部局の区別無く開札する)



<改正理由>

希望型競争入札については、特定の業者に落札が偏らないように、手持ち工事数や一入札会での落札数に制限をかけている。

- ・一入札会での落札件数は、業種別に、土木一式工事 : 2件、
建築一式工事、水道施設工事、
管工事、下水道接続工事 : 各1件
但し、合計で2件まで
- ・手持ち工事数 : 3件まで
但し、指名競争入札や制限付一般競争入札等で落札したものは除く
(手持ち工事とは、落札した日から工事完成届を市が受理した日までの間とする)

このため、開札を順に行った場合、一入札会の中で先に開札した工事を落札した業者が制限にかかることにより、その後の入札分については応札しているにもかかわらず未開札(=「無効」扱い)となる現象がおこる。

しかしながら、管財部局・水道部局や工種に関係なく一入札会の設計額の大きい工事から開札を行う事により、より公平であると考えられるため、今回開札順を見直すこととする。

今回の見直しにより、1件の開札時間が多少長くなる事もあります。

②工事希望型競争入札の郵送方法の見直しについて

『橋本市工事希望型競争入札（郵送方式）実施要綱』

第13条（入札書等の郵送）

<現 行>

- 2 入札書等は、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により、入札公告に示す日本郵便株式会社橋本支店に支店留で郵送しなければならない。



<改正後>

- 2 入札書等は、**一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便**のいずれかの方法により、入札公告に示す日本郵便株式会社橋本支店に支店留で郵送しなければならない。

<改正理由>

郵送方法を現行の一般書留郵便、簡易書留郵便に加え特定記録郵便を増やす事により、入札参加者の郵送方法の選択の幅が増える。また、入札に係る経費の負担軽減を図る事も可能となるよう、郵送方法の見直しを行う。

一般書留郵便・簡易書留郵便・特定記録郵便はそれぞれに料金や補償内容等が違います。工事希望型競争入札の入札書等の郵送は、この三種類の郵送方法のいずれかの方法で可となりますが、入札参加者の責任において選択し、郵送して下さい。